

令和 5 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

令和 6 年 1 月 3 1 日

北見地区消防組合監査委員

令和 5 年 度 定 期 監 査 結 果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、北見地区消防組合監査基準（令和 2 年消防監査委員訓令第 1 号）に準拠し、次のとおり定期監査を実施した。

1 監査の期間

令和 5 年 1 1 月 2 7 日（月）から令和 6 年 1 月 1 9 日（金）まで
（現地監査は、令和 6 年 1 月 1 5 日（月）に実施）

2 監査の主眼及び方法

令和 5 年 4 月から 1 0 月までに執行された財務に関する事務事業が予算及び関係法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とした。

収入では調定・収納事務等、支出では予算の執行状況全般のほか、現金取扱事務（資金前渡金の精算処理を含む。）、契約に係る一連の事務などについて、抽出により諸帳票等の書面審査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

また、救急業務体制等について、常呂消防団第 3 分団詰所（日吉会館）、端野支署、西出張所及び南出張所を対象に現地監査を実施した。

3 監査の結果

財務に関する事務について、関係書類の照合及び職員からの説明聴取並びに現地での実査による監査を行った結果、事務処理の一部に誤りや記載内容が不備なものなど、次のような是正又は改善を要する事項がみられた。

○時間外勤務命令について

時間外勤務手当の支給割合などについて誤りが見受けられた。管理職を対象にした研修を行うなど、確認体制の強化を図り、適正な事務処理を徹底されたい。

消防行政はかけがえのない住民の生命や財産を守り、安全で安心して暮らすことができるまちづくりのために重要な責務を担っている。

全国的な傾向として救急の出動件数が増加する中、当地区においても同様の傾向となっており、令和5年の出動件数は前年比302件増の7,058件となり過去最多となったところである。

住民ニーズが多様化し社会情勢が大きく変化する中、高齢化が急速に進んでおり、今後さらに出動の要請が増えることが予想され、厳しい財政状況下ではあるが、救急等に対応できる体制を維持するため人材確保に努められたい。

また、昨年11月、訓練中に職員の墜落事故が発生したが、再発防止対策に十分留意するとともに、訓練のみならず発災現場においても安全管理を徹底した上で業務を行い、消防力の維持向上に努められたい。